



# 出町ゆかりだより

日本共産党  
高槻市議員

発行：日本共産党高槻市議員団 出町ゆかり  
連絡先：議員団控室 TEL072-674-7230 FAX072-674-3202

NO.149 2025年7月

## 6月議会 一般質問

### 補聴器購入費助成制度の創設を

2025年5月30日

(今回で4回目の質問です)

日現在で、補聴器購入費助成制度を実施している自治体は全国で43都道府県、464自治体です。大阪府内では2023年の6自治体から20自治体と倍以上増えています。加齢性難聴は認知症発祥の大きなリスクであるということは、厚労省も認識しています。聞こえにくくなるコミュニケーションがうまくできなくなり、大きなストレスになります。社会的に孤立し、うつ状態に陥るなど社会生活に悪影響を及ぼします。

また、補聴器を使用するには本人の自覚以前のできるだけ早い時期に専門医の受診や補聴器の使用が必要だと言われています。わたしは、市に3点の質問をしました。

1、2023年12月のわたしの質問に市は「高齢者の聴力の衰えは、加齢に伴う身体機能の一つであり、認知症との関係も指摘されている。生活習慣病予防やフレイル予防の啓発に努めていく。補聴器の必要性や効果などの周知については他の自治体を参考にすると答えているが、この間の取り組みはどの

2、加齢性難聴の人が補聴器を使うことで生活の改善につながることに市は把握しているのか。

3、高槻市における加齢性難聴者の実態を市は把握しているのか。

最後に国の動向を注視するという答弁にわたしは「確かに国として公費で補助をするべきだと思うが、国が実施するまで待てというのが、今実際に聞こえにくく生活に支障をきたしている人がたくさんいる。加齢による難聴は個人の問題ではなく、介護予防、認知予防と直結する。だからこそ全国でも実施する自治体が毎年増えている。高槻市でも早期発見で補聴器使用につなげるためにも、補聴器購入費助成制度の実施を」と強く要望しました。



# 市民都市委員会

市から、芥川地区と北清水地区の公民館をコミュニティセンターとして運営することが地元で進められており、コミュニティ設立準備委員会が発足されたとの報告がありました。

わたしは「公民館とコミュニティセンターとどういう違いがあるのか、公民館の社会教育という位置づけはどうなるのか、準備委員会ではどういう取り組みをし、参加者はどういった人が参加したのか」と質問しました。市は「公民館は、市民の生涯学習実践の場として、多様な学習要望に応える施設であり、コミュニティセンターは地域活動の推進

及び地域住民の交流と連帯をはかることを目的にしている。また、公民館は市が運営し事業を実施しているが、コミュニティセンターは自主管理・自主運営になるため、より地域の実情に沿った事業を発展している。社会教育はコミュニティセンターに移行した場合も、市が社会教育事業を引き続き実施していく。準備委員会では勉強会を開催し、既存のコミュニティセンターを視察し、意欲的に取り組んでいる」と答えました。わたしは「コミュニティセンターになれば、補助金や自主事業などの財源も増える。地域の力が必要。丸投

げにしないで市も支援するように、そして利用している人たちに理解されるよう丁寧な説明が必要」と要望しました。

高槻市には現在19のコミュニティセンターがあり、13地区は公民館を活用している。なし崩し的に公民館をなくしコミュニ

ティセンターに移行することは問題です。公の役割をきちんと果たしていくことが大切です。

## 万博が終わればカジノ

### 人を不幸にする博打場建設に税金を使わないで



オンラインカジノの摘発が進んでいます。警察庁の調査では337万人が経験していて、被害総額は1兆2400億円ということです。報道ではギャンブル依存症になっている人が多いとも言われています。ではオンラインカジノは違法で大阪のカジノは違法ではないのでしょうか。IR・カジノでもギャンブル依存症になる人が多く出ると言われています。オンラインでもIR・カジノでもギャンブルには違いありません。わたしたちの大切な税金をカジノにつかうことは反対です。夢洲のカジノは即刻中止しましょう。

●大阪市が格安賃料でカジノ業者を優遇

カジノの土地代は月12万円/㎡の格安、すぐ隣の変電所は月33万円/㎡の賃貸料。

●大阪市民が松井前市長らに1000億円の損害賠償求めて裁判

大阪市民がこうむる損害は、1044億円(33年半分)この損害賠償を松井一郎前市長、横山現市長、大阪港湾局長、カジノ業者、不動産鑑定業者と鑑定士個人に求め裁判を行なっています。裁判の中で、大阪市が安い賃料になるよう誘導していることがわかりました。

(カジノ問題を考える大阪ネットワークより)



## 芥川等が特定都市河川に指定

「特定都市河川」とは、著しい浸水被害が発生する恐れがある都市部の河川流域において、河川整備に加え、流域における貯留・浸透機能の向上を図り、総合的に浸水対策を進めるための制度です。護岸整備などの河川整備が促進されるほか、浸水被害対策も促進されます。市は水害に強いまちづくりを目指すとしています。